

## 就学支援金（授業料無償化政策）の拡充に関する現時点の状況

令和7年4月  
大曲高等学校

先般のマスコミ報道にあったとおり、先の国会審査における自民・公明・維新の3党合意により、就学支援金（授業料無償化政策）が拡充されることとなり、令和7年度から公立高校に通う生徒に対する所得制限が撤廃されました。

これに関し、大曲高等学校では、現時点の状況を次のように解釈しております。

- ① 入学時申請及び更新申請（7月）は、例年どおり実施されます（所得審査が行われます）。
- ② 年収約910万円未満の世帯には、これまでどおりの「就学支援金」が、年収約910万円以上の世帯（旧所得制限対象世帯）には、新たに創出された「高校生等臨時支援金」が支給されます。
- ③ 令和6年7月の更新申請で所得制限と判定された世帯及び「制限所得を超えることが明らかである」として令和6年7月の更新申請を行っていない世帯に対しても、令和7年7月の更新申請を行うことで、令和7年4月に遡って「高校生等臨時支援金」が支給されます。
- ④ 令和7年7月の更新申請で「受給意向なし」とした場合は、どちらの支援金も受給することはできません。

これらを踏まえ、更新申請までの動きについて、次のように考えております。

- ① 1年生については、現在作業中の入学時申請を粛々と進めます。
- ② 2、3年生のうち、これまで就学支援金を受給していた世帯に関しては、更新申請までは特段の作業はありません。
- ③ 2、3年生のうち、現在授業料を納付いただいている世帯については、これまでどおり授業料を納付いただきます（更新申請以降のことについては、より具体的な内容が明らかになりましたら、追ってお知らせします）。
- ④ 保護者死別や解雇等、家計急変事案に該当する場合は、これまでどおり事務室で相談を受け、随時対応します。